

20130724 中間貯蔵施設 双葉町関係行政区説明会⑦郡山会場

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

参加者：今日は4行政区の説明ですけど、この行政区に住んでなくても住所を持っている方がいると思うのですね。だから町全体としての説明であってほしいと思うんです。以上です。

環境省：はい、ありがとうございます。同じようなお話を、一連でずっと説明しております。最初はつくばから始まりまして、一巡しまして、今郡山に来まして、今回の調査の説明会でございます。それと環境省の方から皆様方に直接コンタクトできるチャンネルは、残念ながらございません。そういうのもありまして、今回役場のご協力をいただいて、役場と連名で説明、開催させていただきました。

それで、今、それともう1つ、幅広くもっと全体で説明すべきじゃないかという意見もいただいております。まだそこに至るまでの議論の、これも先ほど言いましたように、なかなか示すことができないと思っております。まずは役場のご協力をいただいて、4行政区の方で説明をさせていただいて、その次のステップと考えております。あくまでまだ調査の段階でして、まだその次のステップがあるかと思っておりますので、順番に丁寧にステップを踏みながら説明十分に尽くしていきたいと思っております。

双葉町民の方に直接、私ども中間貯蔵施設の調査、あるいは中間除染の内容についてお話するのは今回が全く初めての機会でございます。役場あるいは議会の方とは昨年の初め以来、色々お話をさせていただいておりますが、それぞれ事情もおありになりまして、まったく初めて今回ご説明させていただいております。この質疑にございますように、調査をお願いしておりますのが双葉町と大熊町と楡葉町、3町でございますので、大熊町につきまして説明終わらせていただいて、楡葉町もそうですけど次のステップ、調査に移ってあるところでございまして、同じようなステップを踏みながら調査を行わせていただきたいと思います。今回が最初の説明会ということでご理解いただければと思います。

参加者：分かりました。

参加者：なんでいちいち名前、関係ないでしょ、おたくら。不動産持っているのですが、これ何かこっそり人を少人数で集めて、こっそりやるっていうような考えが見え見えだな。まず、最初は双葉町民全体に、こういったわざわざお願いされる側がガソリン代をかけて来るっていうより、お願いする側が1軒1軒回って説明するのが筋なんじゃないですか。

あと、復興住宅の話は進まないのですが、勝手に中間貯蔵施設はイメージばかりが先走っているのですが、まず復興住宅が先じゃないと、我々は絶対これ10億もらっても判子押せないですよ、これ。復興住宅について、こっちが先っていうのが主張です。

あと、震災がれき受け入れ検討で、トータル、検討だけで176億円配っているのですよね。環境省の管轄なのですが。それで1カ所、堺市は86億円。埼玉の川口は36億円。検討だけでこれ、貰ったのですよ。まして我々中間貯蔵施設になると、はるかに価値あると思うのですよね。それで環境省の言い分ですが、このお金云々に関して環境省の担当者は、あくまでもこの出費は必要なものだったと強調すると。確かに、今でこそ広域処理への協力も広がっているが、この枠が設けられた12年春当時は一部市民の反対運動が激しく、受け入れを表明した自治体には脅迫めいた電話がかかってきたぐらい。それで、当時の状況を思えば、受け入れ可能な環境をつくるために、こうしたアメをちらつかせてでも、とにかく手を挙げてもらうことが最優先だったと。

我々にはアメはないの、これ。中間貯蔵施設だよ。がれき処理場と違いますよ。このアメについて、今日は徹底的に話したいなと思って来たんだけど、田舎の左翼のくそ共にアメないの。堺市とか川口の都会の焼却場に86億とか三十何億円、バンバン検討だけで金まいているけど、我々には1円もないのですか。まずこの中間貯蔵施設調査受け入れ検討に対しての、アメはどの様に考えているのか、教えてくださいよ。金ですよ、金。

まあトータルで、がれき受け入れで176億円という金をばらまいているわけですから、中間貯蔵施設というのははるかに価値があると思うのですよね、これ。1,000億でも安いかなと私は思っているのですが、これ2カ所で。このアメについての話聞かせてください。金。

環境省：震災がれきの受け入れのお話をしていただきまして、中間貯蔵施設についてどんな、はっきり「アメ」とおっしゃいましたけど、どんなことがあるかお聞きしたいと。今回のご説明はあくまで調査でございまして、まだ中間貯蔵施設ができるかどうか分かるような状況でございませぬ。従いまして、ちょっと、「アメ」という言い方が私、どうかあれ

ですけど、中間貯蔵を受け入れるに、中間貯蔵がまだ出来るか出来ないか分からない状況で、まず調査をさせていただきたいのが今回の趣旨でございます。従いまして、まず調査をさせていただいて、その次の議論に進むために色々な青写真を示していくと考えておるところでございます。

参加者：中間貯蔵施設への搬入を開始ってというのが平成 27 年 1 月になっているのですが、7 月 12 日の榎葉の、環境省の副大臣の井上さんですか。これ、記者に質問されて全体的なスケジュールは変更しないと。だから 27 年 1 月には中間貯蔵施設への搬入をやると断言しているのですが、まだ調査受け入れも何も進んでないのに、勝手に話が先に進んでいるのですか。地権者に一言もあいさつがないじゃないですか。

環境省：お答えいたします。大変申し訳ないのですが、福島全体を復興するための、除染を進めるためには中間貯蔵施設はどうしても必要な施設だと思っております。今のお話では 27 年 1 月に搬入を開始したいというタイムスケジュールにつきましてどうかと、それありきじゃないかというお話。調査も終わってないのに、まだそういう 27 年の 1 月に本当にできるのかできないのか、もしそうであれば、ありきじゃないかというお話だと思います。やはり一刻も早く進めるためには 27 年 1 月の目標をもって頑張りたいと思っております。

それと、調査をしてみないと分からないと申しました。確かにそれは事実でございます。しかし、最後の最後でやはり 27 年 1 月になんとか、全部は全部、これは当然無理でございます。なんとか 27 年 1 月に、少しでも中間貯蔵への搬入を開始したいというふうに考えております。これは私の強い思いでございますし、そうしないと福島県全体の復興がなかなか進んでいかないと考えております。

ちょっと今の、建設ありきではないかと、それと 27 年 1 月決まりではないかというご質問だったと思いますが、なんとか頑張ってその目標は達成したいと思っておりますが、まずは丁寧に皆さま方に調査の説明から始めて、それから順序を追って丁寧に説明してご理解をいただきたいと思っております。

参加者：現在、原発事故の犠牲者である双葉 3 町の、今、中間貯蔵施設の要求が 3 町だったのですけれども、そこだけに持ってくるのか、どうしてここにだけ持ってくるのかという、その辺お聞きしたい。

環境省：中間貯蔵施設、先ほど担当の方からご説明しましたが、汚染土壌も除染する土壌も膨大な量なのは事実でございます。ただ、それをやはり一元的に集中的に管理したいと

思っております、なるべく集中的に管理したいということでこの地域を選ばせていただいて、それが理由でございます、お手元のパンフレットの中で先ほどご説明に、9ページのほうにも載っておりますが、やはりそれと、なるべく汚染された土壌や廃棄物が大量に発生する地域に近い所というのもございます。それと、集中的に管理すると、一元的・集中的に管理するというのもございますので、ここを選ばせていただいたということでございます。

参加者：中間貯蔵施設が海岸沿いに造られるということは、30年以内に県外に運び出すという話ですが、それはどこも受け入れするところがないと思うのね。そうすれば最終処分場になるのではないかと、我々は心配していたと。そういうところに復興計画だのなんだのだって、帰る人はいないと思うのですよ。だからなんでもっと中の方に、できないのかと。そうすれば、運搬の費用も違って来るわけですから。

環境省：例えば分散していくみたいな、たぶんお話だと思います。おっしゃる通り、土壌膨大になりますので、やはり運搬という問題があるのは事実でございます。大量の土壌運搬をしないとイケない、これは事実でございます。それと、中間貯蔵施設の建設、維持、管理、調査も、言いましたけどまだ建設まで行っておりませんが、それは国が責任をもって行うということを考えております。そのために、やはり一元的に国としては管理したいと。一元的・集中的に管理したいと思っておりますので、先ほどの繰り返しになりますけど、大量に発生する場所に近い所がいいのではないかと、それと過度に分散をしますと、なかなか管理ができないという問題もございますので、この町にお願いできないかと、調査をまずお願いできないかなと考えておるところでございます。

参加者：仮にね、そこにできたとして、緩衝地帯の整備も進めていかなければならないと思うのですが、その接するところに住める状態になりますか。

環境省：今のお話は、例えば中間貯蔵施設が仮にあったとして、緩衝地帯といいますか、緩衝緑地はどのぐらい必要なのかというお話と、もう1つ、仮に中間貯蔵施設が安全だとしても、その地域に例えば接して住むことができますかというお話、2つおそらく含まれていると思います。

私は中間貯蔵施設について緩衝緑地は必要だと思っております。ある程度緩衝地帯は必要だと思っております。

それと、2つ目の安全のお話ですが、今日はちょっと資料を用意してございませんが、1つは今日の午前中も同じお話をさせていただきました。まず、大変申し訳ないのですが、双葉町、大熊町は線量が非常に高く、高線量地帯でございまして、おそらく中間貯蔵施設に搬入してくるものは大部分、土壌になるかと思えます。土壌も、先ほどお話ありましたように、例えば中通りですとか、そういうところの土壌が入ってきます。相対的に線量がかなり低い土壌が入ってくると思えます。そういうこともありまして、搬入する土壌によって線量が上がるといえることはないと思っております。

もう1つ、これもあくまで計算上のお話でございまして、例えばバックグラウンドが年間100ミリシーベルトあるとします。バックグラウンド、周りが100ミリシーベルトだとします。そこに幅200メートルの中間貯蔵施設を真ん中に造ります。これもあくまで計算上です。計算上ですので、本当にそうなるかどうかは気象条件あるいは、いろんな条件でも変わってきますが、幅200メートルの中間貯蔵施設を造ります。そこに例えば4万ベクレルの土を持って行って格納します。上30センチ覆います。という計算、これはあくまで仮定の計算です。そしたら、土を、厚み30センチきちんと被覆すれば、下からの放射線量は98%、99%遮断されるということになります。

ただ周りが100ミリシーベルトと高線量ですと、空を飛んでくる放射線がございまして、スカイシャインといいます。それは空気中で跳ね返って飛んできます。しかし200メートルの幅で厚さ30センチ被覆をして、下からの線量の透過がかなりゼロに近づくような形になりますと、200メートルの施設の真ん中では計算上、10ミリシーベルトまで落ちます。周りのバックグラウンドが100ミリシーベルトで幅200メートルですから、10ミリシーベルトまで落ちます。これは計算上です。これ幅を広くすれば、もっと落ちることになります。

ただしその境界付近、中間貯蔵施設とその周りが100ミリシーベルトのバックグラウンドがあるところの境界付近では、中間貯蔵施設に引っ張られまして、これも計算上です、線量は下がります。ただ中間貯蔵施設から離れば離れるほど100ミリに近づきます。これ計算上そうなります。ということは、中間貯蔵の周りに緩衝地帯を作れば作るほど線量は下がるというのがお解りいただけると思えます。

ただし、これも説明会の中で色々ご質問として伺いますが、理論的にそういうのは解るけれども、果たしてそこに実際住む気になれるとか、あるいはそこで、例えばいろんな農業は営めるか。営めるとして、実際、理論的にはそうであっても本当にできるのかというお話はいただきます。安全とは別に、やはり今のようなお話、実際にどうなのかというのは、問題として残るのは私もそれは当然だと思っております。

従いまして、もう1つ、他町の話はあまりしたくはないんですけども、10ページをお聞きいただけますでしょうか。大熊町にも、やはり今と同じようなお話いただいております。そういうときも、やはり私たち同じような説明させていただいております、まさに安全・安心をどうきちんと説明していくかというのが非常に大事だということですし、それと緩衝緑地をいかにいっぱい、いかに効率的に設けるかというのも大事なことだと思っております。

しかしながら、どのぐらいの緩衝地帯が必要かというのも、一般論でしかお話しできませんので、そのご議論をさせていただいて、もっと具体的話をさせていただくためにも、ぜひ調査をさせていただきたいと思っている訳でございます。そうしないと、どの範囲まで出来るのか、出来ないのかというのもございますので、今日も私どものご理解ご協力いただきたいと思います。その先の、今まさにおっしゃいましたような議論を進めていくための、あるいはご質問にお答えするための資料を整えていきたいというのが今日のお話の趣旨でございます。

参加者：もう1点、もう1つお願いします。10ページの地図で見ますと、2カ所、今あるのですが、11ページのところを見ますと、①番が造成済みの土地であるということだったら、野球場とかあの辺を指すのか。

参加者：くだらねっての。その質問は。くだらねえ話をするなっていうの。他にもしゃべりたいやついんだから。

参加者：最後です。

環境省：分かりました。今のご質問は、①、②はだいたいどの辺のイメージなのかというお話だと思います。お答えします。①につきましては、まだまだ図面上で粗々、考えておるところでございますが、運動場とパークヒルズの辺りを中心としたエリア。それと、②につきましては工業団地を中心としたエリアと考えております。

参加者：その場合、①の方ですけども、あそこ宅地造成やった時点、大雨で土地が流れて、下の方の田んぼに入ったわけです。で、下の方にはパイプラインで水をやっている地区もありまして、パイプラインに土砂が入ると全部掘り起こして、やり直さなくちゃならなくなると思うのですね。だからそういうことも考えていただきたい。以上です。

参加者：3つお聞きしたいことがあります。まず調査自体はいつぐらいから始まるのかっていうのが一点と、二点目なのですが、個人的には中間貯蔵施設が作られようが作られまいが、双葉には戻る気は当然ございません。福島第一から3キロぐらい続いているところなのですけども、当然こういった箱物を、施設を作れば、より安全だと思うのですが、今福島第一があんな状況ですから、個人的な意見ですけども、中間貯蔵施設、作ろうが作るまいが帰ることはないということです。

それと、除染についてお聞きしたいのですけども、高線量になった周辺は除染すると新聞とか報道ではあったんですが、実際、除染をしても意味があるのかどうかってお聞きしたいと思います。私も東電の社員ではないですけど、原発関連で放射線の測定業務を数十年行っていましたし、今現在もそういった仕事をしているのですが、実際に除染をした、例えば厚生病院の周辺は、今、環境省のホームページとか新聞とかでは毎日報道はされていますけども、それ以上のたぶん数字があるかと思います。実際に私も仕事上、役場周辺とかの測定を行ってききましたけども、ホットスポットで200マイクロシーベルトぐらいはあるところもございましたし、実際除染を行っても双葉町は意味があるのかないかだけお聞きしたいと思います。

環境省：はい。まず1つ目のご質問で、いつから調査に入るのかというご質問でございます。今説明会、今日こういう、午後開かせていただきまして、次の土曜日に東京、日曜日にいわきで開きます。その説明会を行いまして、あらためてその後町役場の方にご相談をしてから、何時とご相談をいたします。ただし、先ほど担当のほうから説明しましたように、実際の現地をまず歩いて、それからボーリングの場所等々を決めるにあたって、やはり地権者の方の特定といいますか、どなたが地権者かということと、その地権者の方の了解が要りますので、私としては中間貯蔵施設の調査はなるべく早く入りたいと思っておりますが、そういう諸々の手続きがあるということで、調査についてはなるべく早く入って、皆様方にご議論いただけるような資料を提供したいと思っております。

具体的に言いますと、何月から入るかというお話になれば、この説明会が終わったあと町とご相談して進め方について決めていきたいと、相談していきたいと思っております。それから後、場所を決めるにあたって、やはりすぐに場所は決まりませんので、それは結構時間かかるのではないかと考えております。例えば大熊、楡葉の場合につきましても、やはり説明会が終わって色々町とご相談して、場合によっては調査の開始まで2～3カ月かかっておりますので、その位はかかるかもしれませんが、なるべく早くやりたいと考えております。

それと、2つ目はご質問というよりもご意見だと思います。ちょっと質問のご趣旨と合致するかどうかは分かりませんが、やはり今まで開催してきました会場でも同じようなご意見をいただいております、1つは2年5カ月にもなるので、中間貯蔵も含めて方向性を早く決めるようにしたらどうかというご意見もいただいております。このご意見は心して賜りたいと思います。

では3つ目の除染について、担当から説明させていただきます。

環境省：では、私のほうから除染のほうについてご説明させていただきたいと思います。6月の25日からモデル除染ということで報道で発表されました。それは今回の地域は高線量地域なものですから、私たちが今まで他の地域の除染を担当してきましたが、実際本当に年間1ミリシーベルトまで落とせるかっていったら、回答はできない状態ではあります。でも、いかにどこまで下げられるか、この高い線量をいかにどの技術をもって、今の確立された技術をもっていかに下げられるかということを実証して、本当に下げられれば、皆様も本当に安心して元のほうにお帰りいただけるような、そういう除染が行えればいいなという希望の下に私たちは実施をしていること。とにかくここで1回やらせていただきたいと思ひまして、今回の事業を行うことにいたしております。なにぶん皆様のそういったご協力をいただいた上で、皆さまの安全で安心した地域を戻せれば、戻せるか戻せないかはちょっと難しいところかもしれないですけども、頑張っけてやっていきたいと思ひますので、なにぶん宜しくお願ひしたいと思ひます。

参加者：調査をお願いしたいといつても、まず地権者、私、何人かに電話したんですが、現時点で調査は受け入れられないという話になっています。地権者、何人かは。100%ではないんですが、それで、なんでこれ勝手に双葉とか大熊とか、勝手に決めているのかなと思つて。双葉、大熊、楡葉。これね。福島第二原発、富岡を廃炉にするのであれば第二原発でもいいじゃないですか。ねえ。ましてこれ東京電力の尻ぬぐいしているわけですから。まき散らしたセシウムとかストロンチウムとかプルトニウムとか。プルトニウム半減期6,000年とか、2万何千年なんていうのもあるのですが、これ。

だからもう根本的に、こんなの誠意が伝わんないの。手土産もなしで人にお願ひするなんて、ずうずうしいにも程がある、狂っているよ。アメの話しようって、今度来る時は、金の話。人にお願ひして、こんな嫌な、どこのおまえ、関東地方でも中間貯蔵、放射性物質受け入れられないと言う。結局、東京電力は関東で安定供給しているわけですから、通常ならば関東の東京都、神奈川、千葉、そういったところで均等に責任を取ってもらうと。

だって、そこで責任取ってもらわなければ電気代3倍にして、そんで2倍分こっちに回してくれたらいいのですよ。極端な話ね。我々庭付き一戸建て追い出されて、あと金しかないのですよ、これ。いや、金に汚い話かもしれないですけど、地獄の沙汰も金次第といひまして、これ。ねえ。他で176億円バンバンばらまけるんだったら、中間貯蔵施設っていうのははるか価値があると思いますよ。

まあ中間貯蔵施設受け入れはどうか分かりませんよ、今。地権者の我々、私を含めて現時点ではアメもないので反対ですが、結局、中間貯蔵施設を受け入れたら、世界中に放射性物質のごみ置き場ってことで、双葉町は終わりじゃないですか。それでいんちき除染して、帰してしましましょうなんていう考えもあるのですか、これ。だから中間貯蔵施設を置いたなら置いたで、双葉町民全員これね、他のところにマンション作って云々なんていう。どう考えているのですか。双葉町民も中間貯蔵施設枕元に置いて、双葉町民も適当に除染して帰しますっていう考えなのですか。この辺ちょっと教えてくださいよ。

環境省：色々、誠意がないじゃないかと、すいません、話、元に戻りまして、アメ、手土産もないじゃないかというお話でございます。まだ実は、何回も申しますけど、まず調査をさせていただいて、その次の段階のお話だと考えております。それと、これは調査の段階でこういうお話はなかなか私、しにくいのですが、中間貯蔵施設についてはまだ設置できるかどうか分からないと。物理的に分からないというのがございます。

ただ仮に中間貯蔵施設ができるというか、どこにできるかというよりも、建設することになれば、その用地につきましては、公共事業で行いたいと考えておりまして、公共用地として国で損失補償基準を作りまして、国が補償、購入するということを考えてございます。公共事業で行いたいと、敷地については公共事業で行いたいと考えております。

ただ現時点ではまだ調査も行っておりませんし、どのエリアでどういう形でできるか分かってございません。従いまして、現時点で具体的にどのような補償があるのかということをお願いする時点には至っておりません。ただし、当然、今お話ございましたように、そういうのも検討していかなければいけないとは思っております。

それと、東京電力の電気は東京に送っているのだから、関東の方に持っていったらどうかというお話もあったかと思いますが、やはり現実問題といたしましてなかなか、先ほど言いましたように一元的に集中的に管理をしないとイケないということもございまして、なんとか中間貯蔵施設、県内でお願いできないか。そのためのまず調査をなんとかお願いできないか、ご理解いただけないかというところでございます。

参加者：この、調査する候補地ですね。ここに、9ページに候補地の設定ということでここに書いてあるのですが、何か隠していることはないのですか。候補地の設定理由ですね。ここへ書いてありますけども、これ以外に設定理由として何か隠していることはないですか。もしあったらお聞かせ願います。

環境省：まず調査の候補地を選ぶに当たりまして、既存で手に入る資料しか当省もございません。大熊、楢葉も調査に入っておりますが、その前段の段階でこういうふうに資料で大熊、楢葉も説明しております。今、この他に何か理由があるのか、あるいは隠している何かあるのではないかというお話でございますが、私、実は中間貯蔵施設、最初から担当しております。ずっとやっております、隠していることはございません。これ以外に調査の候補地として色々隠している理由はございません。

参加者：はい、それではちょっとお伺いします。例えば、今、大熊町の周辺は（選定箇所が）非常に多いですね。それで、放射線も非常に高い場所ですね。将来にわたって人の住むところではないですね。その辺も選定理由に入ったのかということ、私は聞きたいわけですが、いかがでしょう。双葉町も高台で、ちょうど原発もすぐ近くということで、その辺も含めて、ここの選定理由にそのことが入るじゃないかと思いますが、いかがですか。

環境省：ありがとうございます。おそらく現実的に線量が非常に高いので、そういうのも理由になっているじゃないかというお話と。まず非常に土砂が大量であるということがございます。その大量の土砂をやはり、どのように効率的に運んで格納するかということが第一にございました。といいますのは、先ほど申しましたように中間貯蔵施設を作るにあたって除染というよりも、徹底的にある意味、土地の改変をしないとなかなか従業員、作業員の安全が確保できません。最初はかなり苦労すると思いますが、そういう徹底的な除染というよりも、むしろ区画整理といいますか土地の改変を行って、それから事業を行う可能性がかなり高いと思っております。従いまして、どちらか線量というよりも、そういう工事のやりやすさと申しますか、効率性と申しますか、あるいは面積が大量であるというところを選んだつもりでございます。

ただし、やはり線量の高いところに、先ほど言いましたように中間貯蔵作るのも理にかなっているのではないかというお話も若干あるかと思って、まさにそれは別の理由、こういう技術的な面もありますし、別の理由でそれは十分合理的な理由はあろうかと思っております。

参加者：これから先、いろいろ調査が進むと思うんですけども、やはり我々市民に正確なことを伝えなくて、何かを隠しながらこれからずっとやってくなんていうことは、我々市民としても非常に不安が消えないかと思うので、その辺は正直なところこういうことも理由であるのですよと、そういうことを隠さないで正直なところを話してもらわないと。我々も環境省の皆さんとお話する上においても、何か隠しているところでお互いに隠しながら話されても、私ども納得いかないところがいっぱいこれから出てくるじゃないかと思います。この9ページについてもそういうことが一言ぐらいあっても、別に正直なところ私たちも判断する上において、非常に判断しやすいということで、9ページについても、一言ぐらい付け加えてもいいのかなと思いますが。その点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

環境省：少なくとも、この調査あるいはプロジェクトをやるにあたって、すべて情報公開していつてやらないといけないというのが、基本中の基本です。今ご指摘ございましたように、情報については隠すことなく。その発信の仕方はいろいろあろうかと思ひますので、役場も含めて相談しながら正確な情報を出し続けていきたいと思ひます。ありがとうございます。

参加者：中間貯蔵施設の調査候補地が9カ所ありますけど、イメージ的にここ9カ所にそれぞれ1個ずつできるっていうイメージなのか、それとも、例えば双葉町に2カ所、調査地がありますけども、この調査地で例えば適しているところが4カ所あるから4カ所建つとか、そういうイメージなのかをお答えください。

環境省：10ページの赤丸が9カ所あるから、それぞれ独立したといひますか、それぞれ9個なのか、あるいは、例えばこれを包含するような形なのか、あるいは丸が2つ3つに分かれるのかというご質問だろうかと思ひます。これは正直なところを申しまして、土地の地形にもよると思ひます。例えば、もう一度5ページ、6ページのイメージをご覧になっていただきたいと思ひますが、このイメージ図、あくまでイメージなんですけど、これは①と書いてあるダムみたいなものでございます。これは谷があれば、谷の下にダム、堰堤を造って、その上に主に土壌を格納するというイメージになっておりますが、これもあまり他の町の話をするとなあれですけど、例えば⑧と⑨というようなところは谷地形になっております。ただ谷も連続している部分、例えば⑨でしたら谷が連続してなかったり、⑧でも谷が途中で途切れたりしてしておりますので、この場合は、分かれる可能性はございます。

それと、実は大熊、これ大熊の③～⑧まで黒点線で囲ってございます。ほかの2つの双葉、楢葉は黒点線で囲ってございません。これはもともと大熊町さんの方には富岡町との境に熊川という川が流れております。当初、この熊川の河口部も地形的に非常に、地図で見ると地形的に可能性があるのではないかということで、大熊町さんの方に提案させていただいておったのですが、やはり熊川について、サケが上る川だとか、色々、ふるさとの川だということがございますので、実は大熊町の黒点線の下に3つ丸がございました。その3つにつきまして町役場の方とご相談した結果、黒点の中に集約するような形、つまり大熊町、現在③～⑧までありますが、実は⑨、⑩、⑪というのが下にございました。我々今のところのあくまで計算ですが、この丸全部ないと汚染土壌が格納できないと思っておりますので、そこは減った分については黒点で覆った中に集約したいということは、黒点の中の③から⑧が伸びたり縮んだりするということになろうかと思っております。

従いまして、例えば双葉町さんの①、②も独立してこうなるのか、あるいは①、②が繋がるのかというのは、やはり調査をしてみても一体的にできるかどうか、あるいは分けたほうがいいのかどうかという問題もございますので、今のところいろんな可能性があると考えております。

参加者：その中で、1つが結局、中間貯蔵施設を造るってということは、県内の放射性廃棄物を全て中間貯蔵施設の中に入れ込めるって想定の下に作らないと意味がないですよ。で、どれぐらいの立方メートル、総トータルでこの中間貯蔵全部ですね、今9カ所、候補としていますが、調査始めようとしていますけど、全部でいくらこの中に入れれば福島県の放射性廃棄物、表土というのを取り除くことができ、しかも除染の効果が出ると想定されているのかお伺いしたいんですけど。

環境省：ページの6ページをもう1度お聞きいただきたいと思います。福島各地で除染をしております、現在、除染のやり方にもよりますが、6ページの上にあります2,800万立方メートル出ると想定しております。この2,800万立方メートルを格納するのにこの赤丸のところ全部必要だと今考えております。

参加者：それで1つ質問ですけども、この6ページにあります2,800万立方メートルの数字ですけど、例えば10トントラックで運ぶと何台で何日かかるケースになりますか。

環境省：今のご指摘、的を射たご指摘だと思います。非常に大量の土砂になります。従いまして、実はその調査の方もしたいと、道路の状況調査、あるいは交通量調査もやりたい

と考えておまして、例えば10トントラックで何立米運べるかというのは、土のふかし具合にもよりますが、例えば、1立方メートル1トンとしますと280万台ですか。という、単純にはそうなります。1立方メートル1.8トンとしますと2,800万を1.8ですから1,600万トン位になります。1,600万トンを10トントラックで運ぶってことは、160万台。これは単純な計算です。当然積荷によって違いますし、そうすると、やはり交通の問題って非常に重要になってくると思います。

参加者：いや、私、交通の問題を言っているのではなくて、結局平成27年1月から運んで、30年後にはこの中間貯蔵施設からそれをまた運び出して最終処分に回すのでしょ。これ間に合いますかって話なのです。間に合いますか。

環境省：まず減容化をどのようにやるかというのが大きなキーだと思っております。運び込んだ土をいかに減容化して、いかに少なくするかというのが1つのキーだと思っております。それについて、残念ながら今のところ確たる技術がございません。これは事実でございます。それにつきましては、中間貯蔵をやりながら技術の開発も含めて減容化していきたいと思っております。

確かに、27年1月から運び込んだとしても運び入れるだけでも、今おっしゃいました問題はあります。そこで交通計画を含めて、運び込んだあとどうするかというのは非常に大きな問題だと思っておまして、それも、これは本当に力を入れて継続的に検討・調査していきたいと思っております。

参加者：30年後に運び出せるっていう保証がないのに中間という言葉は、ちょっとやっぱり使ってほしくないと思いますので、これで質問を終わります。

参加者：2つ3つ、ご質問がありますので、お願いします。いったい施設に運び込まれるものは、環境省としてはどういうふうに考えているのでしょうか。というのは、法律の廃棄物処理法というのがございまして、一般の廃棄物と産業廃棄物、そこでの中間処理というのはあくまでも積替え保管が認可の対象となっております。それで、このような大規模な、いわゆる中間施設を作るってことは、環境省としては法律的にはどのように考えているのでしょうか。

それともう1つ、産業廃棄物処理法においては地元の警察、それから郵便局の局員、いわゆる不法投棄のために監視の要員として起用されております。これができたことによって誰が監視するのでしょうか。その辺もお聞きしたいと思います。

環境省：ありがとうございます。一廃、産廃、例えばどういう法律にあるのかというのが一番大きなことです。これは除染特措法と申しまして、除染に関する特別措置法がござい
ます。この施設はこの除染特措法で設置する施設でございますので、一般廃棄物、産業廃
棄物とはまた別の法律で管理します。従いまして、いわゆる廃棄物処理法とはまた違う処
理になります。従いまして、今ご指摘のような既存の法律じゃなくて、今回新たに作りま
した除染特別措置法で処理をすること、管理をすることになります。

参加者：誰が管理するのか。

環境省：国が責任を持って管理します。

参加者：じゃあ延長して質問いたしますけど、中間貯蔵施設の中に、たぶん燃やすって
いうことをおっしゃってましたので、焼却炉というのができると思います。その焼却した
あとは当然として焼却灰が出てくるわけですね。これは産業廃棄物の方の最終処分場では、
管理型の処分場に埋め立てなさいと、こういう法律になっております。それではお聞きし
ますけど、中間処理施設で出た焼却灰、あるいは放射能のついた、産業廃棄物でいえば特
別管理ですね、こういうことに関してどういうふうにお考えになっているのか、聞かせて
ください。

環境省：減容化施設・焼却場を、当然除染した土の中には色々木の根ですとか葉っぱです
とか含まれております。なるべく量を少なくするために減容化施設あるいは焼却施設を中
間貯蔵施設の中に設置したいと思っております。それで、15ページ16ページをお開き
いただけますでしょうか。今のお話ですが、質問者の方は廃棄物処理法を詳しくて、その
通りですが、ここで燃やしましたものについてはどうなるのかと、これも除染特措法で対
処いたします。

それで、例えば一般廃棄物処分場、あるいは産業廃棄物処分場、これは一般的なところ
で燃やした灰については、いろんな特別な管理が必要だということで、例えば管理型の処
分場等々、既存の規制や基準に則った処分場ですする必要があります。それはおっしゃる通
りです。

この15ページご覧になっていただきますと、構造的にも例えば管理、これは中間貯蔵
施設のイメージですが、左のものは管理型処分場に準ずる構造のイメージだと思ってい
ますし、あるいは右のほうのコンクリートでしたら、きちんとした遮断型の構造というこ
とになっておりまして、そういう既存の廃棄物の処分場に関する知見、環境省いろいろ持

っておりますので、今ご指摘がありました、例えば管理型、あるいは遮断型、そういうようなものと同様の構造できちんと管理をしていきたいと思っております。

参加者：分かりました。ありがとうございます。あと、除染に関してご質問したいですけど、各市町村で除染をやりますということで、特にお子さんのいるところは、除染の質問は、いいですね。

環境省：はい。

参加者：除染に関して何ですけど、我々が避難民だということをまず頭に入れてお話ししたいんですけど、各避難している市町村は、子供のいるところの除染は優先的にやりますと。そういうことで市民、町民に関してのいわゆる住宅に関しては優先的にやっております。ただ我々が避難しているアパート、一軒家はどうすれば。もう2年数カ月たっているわけですね。除染は有効なのかどうかという別の話もあるかもしれませんが、我々は当事者の、いわゆる各市町村の担当課に連絡して除染やってもらえませんかと言ったら、当該の町からの要請が来ていませんので動けませんという、そういう返答をもらっているんです。これは元締めたる環境省としてはどういうふうな見解を持っているのかお聞かせ願いたいと思います。環境省はそれを指導監督する部署ではないということですか。明確にお答えしていただきたいと思うんですけど。

環境省：私は直轄担当者でありまして、非直轄のほうは市町村担当になっているのですが、ただ。

参加者：それはないでしょう。除染に関する質問もいって言ったでしょ。

環境省：はい。申し訳ございません。ご質問の内容が私の担当外なもので、お答えできません。

参加者：環境省が除染をやっているのですから。

環境省：ちょっとすいません。事実関係確認させていただいて対処させていただきたいと思います。後ほどお聞きいただきますので。

参加者：事実関係って、今言ったことですよ。結局、じゃあいいですよ、時間がありますから改めましょう。

参加者：何回かこういうふうな催し事やっていますという、先ほど来のお話がありますけど、なぜ東電の方は出られて来ないのでしょうか。我々の元凶を作っているのは東京電力だと思っているのですが、この辺はどうなのでしょう。少なくとも、今までやったのであれば、今後、私のお願いとして東京電力の社長以下、雁首そろえて出席できるような場をつくって、そして町民との話し合いに参加していただきたいと思います。いかがでしょうか。

環境省：除染も含めた中間貯蔵施設は環境省、政府が責任を持ってやることになっておりますので、私が環境省を代表して今日出席させていただいております。大変申し訳ないですが、この場でなかなかお答えできませんので、そういう意見があったことはきちんと心して伝えていきたいと思っております。